

藤枝市自治会等事務費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、自治会等の運営に要する財政負担を軽減するため、自治会等に対し、毎年度予算の範囲内において自治会等事務費交付金(以下「交付金」とする。)を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会等」とは、市内の自治会、町内会等地域住民が中心となり組織する地縁に基づく団体をいう。

(交付金の対象及び額)

第3条 交付金の対象となる経費は、次に掲げるものとし、その1世帯当たりの年額は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会に関する事務費 200円
- (2) 町内会に関する事務費 630円
- (3) 文書取扱事務費 220円

(交付金の交付時期)

第4条 交付金の交付時期は、6月及び10月とする。

(交付の基準)

第5条 交付金の交付の基準は、自治会が報告する当該年度の4月1日現在におけるその管轄する町内会に加入している世帯の数(以下「加入世帯数」とする。)とする。

(交付金の手続)

第6条 市長は、自治会に対し、加入世帯数を市長が別に定める日までに報告するよう求めるものとする。

2 市長は、自治会から前項の規定に基づく報告があったときは、その内容を確認し、交付の決定をしたときは、当該自治会に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 交付金の交付に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 政治的及び宗教的活動に利用しないこと。
- (2) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動に利用しないこと。
- (3) その他市長が適当でないとする利用をしないこと。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定めるものとする。

附 則（平成8年7月23日告示第72号）

この要領は、告示の日から施行し平成8年度分の交付金から適用する。

附 則（平成15年5月7日告示第81号）

この要領は、告示の日から施行し平成15年度分の交付金から適用する。

附 則（平成20年1月25日告示第8号）

この要領は、告示の日から施行し平成19年度分の交付金から適用する。

附 則

この要領は、告示の日から施行し平成22年度分の交付金から適用する。

附 則（平成28年8月31日告示第190号）

この要領は、告示の日から施行し平成28年度分の交付金から適用する。

附 則（平成31年 月 日告示第 号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成33年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第91号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第65号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。